

◎北方領土問題等の解決の促進のため

の特別措置に関する法律の一部を改

正する法律

(平成二十二年七月一日法律第七五号(衆))

一、提案理由(平成二十二年六月一日・衆議院本会議)

○前原誠司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

……(略)……

次に、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及びその主な内容を御説明申し上げます。

我が国固有の領土である北方領土が、旧ソ連に不法に占拠されてから今日まで、六十有余年の歳月が経過いたしました。これまで、政府による北方領土返還交渉を初め、北方領土の返還実現に向け、さまざまな取り組みが行われてまいりましたが、いまだ領土問題は解決に至っておりません。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

この間、北方領土への暮参に加え、いわゆるビザなし交流と呼ばれる四島交流や自由訪問がそれぞれ開始され、交流等事業が定着した一方、元島民の高齢化や北方領土返還運動参加者の減少傾向といった経年による変化、北方領土隣接地域における活力の低下がうかがえるようになりました。

本案は、このような情勢の変化を踏まえ、所要の改正を行うとするもので、その主な内容は、法律の目的に、北方領土が「我が国固有の領土」であることを明記することを初め、北方地域元居住者の定義の見直し、交流等事業の推進、返還運動の後継者の育成、特別の助成の見直し、北方地域の領海における漁業者の操業の円滑な実施の確保等について規定するものであります。

本案は、本日の沖繩及び北方問題に関する特別委員会におきまして、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

二、参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員長報告

告(平成二十二年七月三日)

○市川一朗君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、北方領土問題が未解決なことに加え、北方領土隣接地域における活力の低下や四島交流事業の進展等、情勢の変化を踏まえ、条文中に北方領土が我が固有の領土であることを明記するとともに、北方領土隣接地域の振興に係る規定等について改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。